

令和 2 年度東京都東村山市下水道  
事業会計補正予算（第 2 号）

上記の議案を東村山市議会に提出する。

令和 3 年 2 月 24 日提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

令和 2 年度東京都東村山市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度東京都東村山市下水道事業会計補正予算（第 2 号）は、別紙に定めるところにより議決を得たい。

## 令和2年度 東京都東村山市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和2年度東京都東村山市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和2年度東京都東村山市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 下水道事業収益	2,859,493千円	75,784千円	2,935,277千円
第1項 営業収益	2,217,104千円	75,729千円	2,292,833千円
第2項 営業外収益	642,388千円	55千円	642,443千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用	2,848,561千円	51,887千円	2,900,448千円
第1項 営業費用	2,486,384千円	△ 3,892千円	2,482,492千円
第2項 営業外費用	286,600千円	51,730千円	338,330千円
第3項 特別損失	75,177千円	4,049千円	79,226千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額798,180千円は、当該年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額50,469千円、当該年度分損益勘定留保資金747,711千円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額731,629千円は、当該年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額46,144千円、当該年度分損益勘定留保資金685,485千円で補填

するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	収入		
第1項 企業債	2,140,843千円	△ 104,228千円	2,036,615千円
第6項 補助金	871,700千円	△ 97,700千円	774,000千円
第7項 負担金	41,002千円	△ 2,451千円	38,551千円
	9,100千円	△ 4,077千円	5,023千円
	支出		
第1款 資本的支出	2,939,023千円	△ 170,779千円	2,768,244千円
第1項 建設改良費	996,902千円	△ 170,348千円	826,554千円
第2項 固定資産購入費	791千円	△ 431千円	360千円

(特例的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条の2本文中「未収金及び未払金の金額は、それぞれ260,971千円及び184,817千円である。」を「未収金及び未払金の金額は、それぞれ260,971千円及び465,999千円である。」に改める。

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額 (千円)	年度	年割額 (千円)
1 資本的支出	1 建設改良費	污水管渠入替工事業務委託料【主要地方道4号線】	57,131	令和2年度	3,315
				令和3年度	53,816
1 資本的支出	1 建設改良費	污水管渠入替工事業務委託料【連続立体交差事業】	85,019	令和2年度	14,497
				令和3年度	70,522

(企業債の補正)

第6条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

(起債の目的)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
公共下水道事業	568,200千円	△ 23,800千円	544,400千円
流域下水道事業	145,500千円	△ 73,900千円	71,600千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第7条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(1) 職員給与費

(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
77,025千円	△ 3,751千円	73,274千円

令和3年2月24日提出

東京都東村山市長 渡部 尚